１　はじめに

　本年４月１日付けで「改正障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、本県では「山梨県障害者幸住条例」を改正し、同日施行いたしました。今回の改正で、事業者の皆様の障害のある人に対する「合理的配慮の提供」が、従来の「努力義務」から「義務」となりました。

そこで、本県では障害のある人の日常生活の中で重要な位置を占める買い物の場面での、合理的配慮について障害のある人と事業者が相互に理解を深めるため、双方に対してアンケートを実施し別添のとおり結果をまとめました。

障害のある人からの申出の内容は、障害の特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なりますので、別添のアンケート調査結果を参考にしていただき、合理的配慮の提供について、従業員の皆様の理解促進と適切な運用に向けた御協力を賜りますようお願いいたします。